

伏見たかしの議員報告 駅前配布版 35号(通算 84号)R 平成 18年 9月



発行者: 伏見 隆 (枚方市議会議員) ホームページ: <http://www.tfushimi.net>
 連絡先: 個人携帯 ☎ 090-5461-5987 メール: webmaster@tfushimi.net
 市役所 〒573-8666 枚方市大垣内町 2 1 20 ☎ 841-1221(代)呼出


9月12日から定例議会が開催されており、審議された案件の中から新聞で何度も取り上げられている公民館問題についてご報告致します。

公民館問題、議会審議始まる！ 14日の総務常任委員会で生涯学習市民センター条例の制定について審議しました。

この条例案は公民館を生涯学習によるまちづくりを進める拠点施設として再編するためのもので、手続き上、一旦公民館を廃止しなければならないため、条例の中に公民館条例を廃止することが記述されています。

一方、19日に公民館存続の賛否を問う住民投票条例の制定を求める**直接請求**(*) (下記をご参照)を受け、住民投票条例案が議会に提案されました。

< 議会関連のこれまでの経過 >

	生涯学習市民センター条例関連の動き	公民館存続の賛否を問う住民投票条例関連の動き
H17.12	・市長が「市民への説明責任が十分に果たされていない」として条例の提案を延期	市民団体から反対の声があがる
H18.2	・公開懇談会で有識者から「拙速」との意見	
3月	・議会での条例提案が再度見送り	
7月	・生涯学習推進審議会条例が可決	・公民館存続の賛否を問う住民投票を求める署名運動が始まる
8月		・公民館存続の賛否を問う住民投票条例の制定を求める直接請求
9.12	・議会に条例提案	・議会に条例提案。市長による意見陳述 ・請求代表者による意見陳述 ・総務常任委員会で審議(予定)
9.14	・総務常任委員会で審議	
9.19		
9.20		
9.21	・総務常任委員会で審議(予定)	
9.25	・本会議で採決(予定)	・本会議で採決(予定)

(*) 直接請求：自治体の有権者が、首長に条例の制定や改廃、選挙管理委員会に議会の解散や首長、議員の解職などを請求できる制度で、地方自治法に定められている。直接請求に必要な署名数は、条例の制定、改廃は有権者の50分の1以上、リコールは3分の1以上と定められている。住民の参政権の1つとして、また直接民主主義の制度として重要な役割を担っている。

14日の総務委員会で生涯学習市民センター条例について、次のことを確認しました。

この条例が制定されると主に何が変わるの？

- ・ 社会教育法に規定される事業を行うことを目的とした施設(公民館)から、多様な生涯学習を支え、まちづくりへ生かすという役割を持った施設に変わる。所管も教育委員会から総合行政部門に変更される。
- ・ 公民館では利用対象者が制限されてきたが、誰もが利用できる施設にする。
- ・ 施設維持管理費を全て税金で賄うのではなく、利用者に一部負担頂く。(有料化)

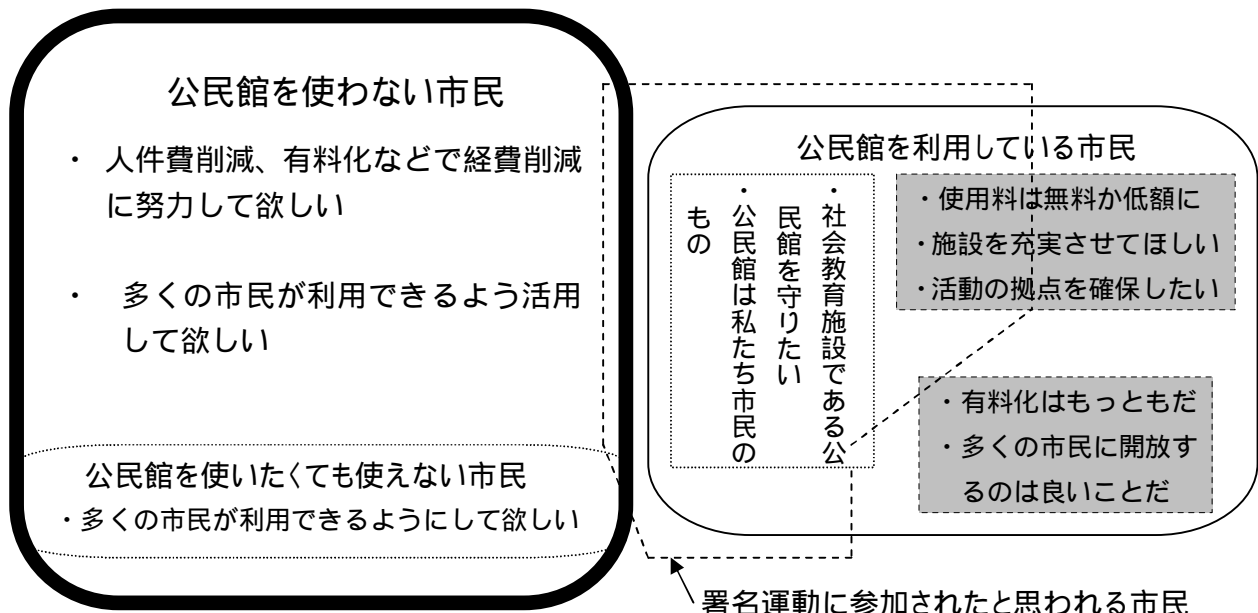
公民館を年に1回以上利用したことがある枚方市民は何人？

76,633人(平成16年度) (これはあくまで年1回以上利用した団体に会員登録している人数なので、中には、複数団体に登録されている人や実際には公民館を利用していない人も含まれています。)

有料化になるが、利用者1人当たりいくらかの負担になるの？

午前中3時間半の利用の場合13円～80円(使用料を定員で割った数字です。)

「公民館で騒ぎになってるけど、いったい何が問題なの？」などとお尋ねになられる方もいらっしゃるので、一連の公民館問題を誤解を恐れず、図にまとめてみました。立場によっていろいろな意見があって当然です。皆さんはどのように考えますか？



条例の審議における私の考え方

生涯学習市民センター条例 上図の の立場に立ち、 に配慮して考えます。
公民館存続の賛否を問う住民投票条例 公民館廃止の是非ではなく、この問題が住民投票にかけるほど重要な事柄かどうかを検討します。

伏見 隆 (枚方市議会議員) 38才 香里団地D地区在住

<所属政党> なし <経歴> うみのほし幼稚園 高陵小 枚方一中
寝屋川高 京産大 極東貿易(株) 平成15年5月より現職